

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人近畿大学における理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事 報酬（特別手当）、退任慰労金及び旅費
- (2) 監事 報酬（特別手当・月額報酬）、退任慰労金及び旅費

(報酬等の算定方法)

第3条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 特別手当 別表第1に定める額
- (2) 月額報酬 別表第2に定める額
- (3) 退任慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 旅費 別表第4に定める額

(就任又は退任等の場合における報酬の取扱い)

第4条 報酬計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、又は退任、解任等の場合における当該計算期間の月額報酬は、日割計算等を行わず1カ月分を支給する。

(計算期間並びに支給日)

第5条 月額報酬の支給計算の期間は、毎月1日から末日までとする。

2 月額報酬の支給日は、原則として毎月24日とする。ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

(控除金)

第6条 月額報酬からは、源泉所得税、住民税、社会保険料等を控除するものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2条4号に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表する。

(臨時緊急措置)

第8条 学園の経営が著しく低迷した場合、又は社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定に従うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 役員報酬、退任慰労金及び旅費に関する内規は、この規程施行の日をもって廃止する。
- 3 役員の旅費については、別に定める。

附 則（令和2年4月1日）

- 1 この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 役員の旅費に関する内規（昭和62年11月1日）は、これを廃止する。

附 則（令和3年4月1日）

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月1日）

この規程の改正は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1（特別手当）

	報酬（年額）
理事長	6,000,000円
常任理事	4,200,000円
理事	3,600,000円
監事	3,400,000円

※特別手当の額は、年二期に分けて支給する。

別表第2（月額報酬）

	報酬（月額）
監事	250,000円

別表第3（退任慰労金）

在任年数×500,000円

※在任期間は、役員就任から退任までの年数とし、1年未満の端数月は、1年として計算する。

別表第4（旅費）

運賃	グリーン料金、特別料金付運賃
宿泊料	17,000円
出張雑費	5,000円

※宿泊料実費が規定額を上回り、要務の都合上やむを得ない事情がある場合は、当該実費を支給する。